



令和6年5月24日公布

自転車に関する道路交通法の改正

令和6年11月1日施行

ながらスマホの禁止

スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となります。

違反者は、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金
交通の危険を生じさせた場合、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金



酒気帯び運転及び幫助への罰則

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されます。

違反者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

自転車の提供者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
酒類の提供者・同乗者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金



ペダル付き原動機付自転車の運転の定義

ペダル付き原動機付自転車を原動機を用いずペダルのみを用い人の力で走行させる行為が原動機付自転車の「運転」に該当することが明確化されます。



公布から2年以内に施行

反則通告制度（青切符）の適用

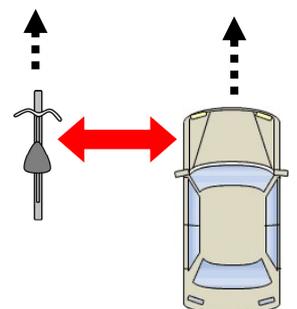
16歳以上の自転車運転者による信号無視や一時不停止などの交通違反については、いわゆる青切符による交通反則通告制度の対象となります。



自動車が自転車の側方を通過する際の通行方法

自動車は自転車の右側を通過する場合、十分な間隔がないときは、

- 自動車はその間隔に応じた安全な速度で進行
- 自転車はできる限り道路の左端に寄って通行をそれぞれ義務付けます。





自転車の傘差し運転等は**禁止!**

～広島県道路交通法細則一部改正・令和6年11月1日施行～

広島県道路交通法施行細則第10条第4号

「傘を差す、物を持つ等視野を妨げ、又は安定を失うおそれのある方法で大型自動二輪車、普通自動二輪車、原動機付自転車又は自転車を運転しないこと。」

違反した場合の罰則：5万円以下の罰金

《主な禁止行為》



傘を手に持って運転することは、視野を妨げたり、安定を失うおそれがあることから禁止



傘スタンドを用いた運転は危険であり、視野の妨げや安定を失うおそれのある場合は罰則の対象

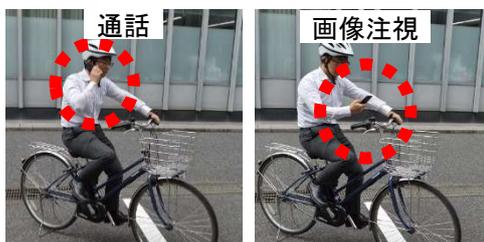


物を持つ運転はハンドル等の正確な操作に支障があり、安定を失うおそれがあることから禁止

自転車で交通事故を起こし他人を死傷させた場合、「重過失致死傷罪」等により処罰されることがあります。

重過失致死傷罪の罰則：5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

自転車運転中の携帯電話使用（いわゆる「ながらスマホ」）禁止



自転車を運転中に携帯電話やスマートフォンを通話のために使用したり、画面に表示された画像を注視することは、改正道路交通法第71条第5号の5（令和6年11月1日施行）により禁止です。

罰則：6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

交通事故を起こすなど交通の危険を生じさせた場合

罰則：1年以下の懲役又は30万円以下の罰金



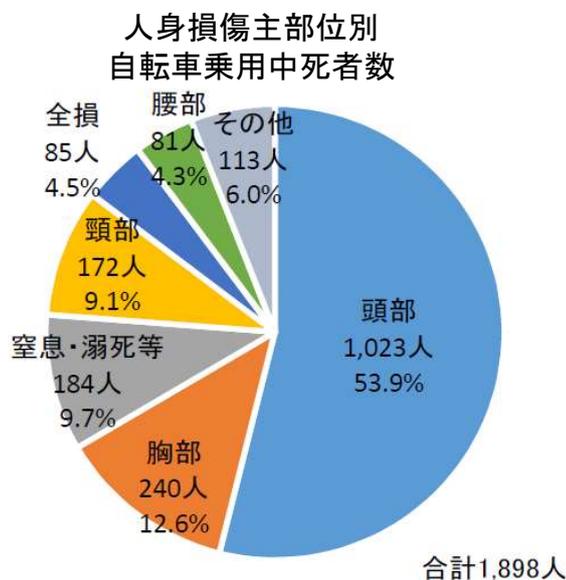
自転車に乗る際はヘルメットを着用しましょう

令和元年から令和5年までの5年間に全国で発生した交通事故のうち、自転車乗車中に交通事故で死亡した方の半数以上は頭部の損傷が致命傷となっています。

また、自転車乗車中に交通事故に遭い、主に頭部に損傷を負った方の致死率は、ヘルメット着用の有無で約1.5倍の差がありました。

自転車に乗る際は、年齢に関わりなく、ヘルメットの着用を徹底しましょう。

自転車関連交通事故の状況（全国、令和元年～5年）



自転車乗車中人身損傷主要部位「頭部」のヘルメット着用状況別致死率比較



※「致死率」とは、死傷者に占める死者の割合をいう。

※自転車乗車用ヘルメット着用のポイント※



- ① ヘルメットは、努めてSGマークなど安全性を示すマークの付いているものを使いましょう



- ② 保護者は、子供が自転車を運転するときや、幼児を同乗させるときは、子供にヘルメットをかぶらせるようにしましょう



- ③ あごひもを確実に締めるなど正しく着用しましょう